

大崎町ふるさと納税返礼品を提供する事業者及び返礼品募集要項

1 目的

大崎町（以下「本町」という。）に対して「ふるさと納税」（寄付）を行っていただいた方へ感謝の意を表するとともに、寄付者が「ふるさと納税」を契機として大崎町の魅力に触れることにより、将来にわたって大崎町を応援したくなるような「大崎町ならではの」魅力溢れる物品やサービス（以下「返礼品」という。）を、返礼品として提供する事業者及び返礼品を募集します。

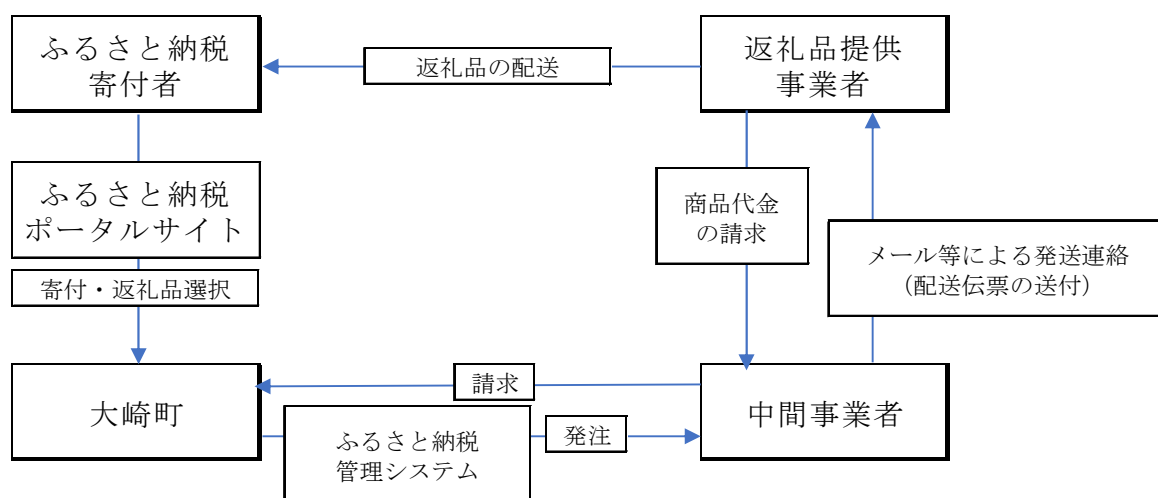
2 事業者の要件

返礼品を提供する事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）は下記の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 本社（本店）、支社（支店）、事業所等の生産拠点のいずれかが本町内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ③ 中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。（利用方法のマニュアルは、別途中間事業者より提供する。）
- ④ 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について本町が管理業務を委託している事業者（以下、中間事業者という。）へ速やかに報告ができること。
- ⑤ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

※ ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が返礼品を提供する事業者として適当でないと認めた場合には、登録できません。

（事務フロー）



※返礼品の調達・発送等を民間事業者（以下、中間事業者という。）に委託しています。

3 返礼品の要件

- ① 本町の魅力やイメージ向上，地域産業の活性化に資するものであること。
- ② 平成31年4月1日付け総務町第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4 地場産品基準（告示第5条関係）（1），（2）や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し，その基準に適合する返礼品とすること。

【参考】（地場産品基準の例）※以下のいずれかに該当すること。

- 一 本町内において生産されたものであること。
- 二 本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本町内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する本町内において生産されたものであって，近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上，混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ，オリジナルグッズその他これらに類するものであって，形状，名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって，当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって，当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

- ③ 品質及び数量の面において，年間を通じて安定供給が見込めること。ただし，期間限定・数量限定で供給可能なもので，期間・数量が明示できる場合は，この限りではない。
- ④ 食料品については，発送手段等を考慮の上，原則として発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。
- ⑤ 宿泊施設・サービスの利用券等については，本町内で提供されるものに限る。また，利用にあたっての申請方法が確立し，寄付者との調整が行える体制が整っていると同時に，利用券等の発送完了後，1年以上利用可能なものであること。（ただし，日時指定のものはこの限りでない。）
- ⑥ 提案する返礼品に関連する各種法令等を遵守していること。（提案するにあたり，法令等をよく調査し，確実に遵守していることを確認してから提案すること。）
- ⑦ 中間事業者から発注があった場合は，速やかに発送対応が可能であること。
- ⑧ 自ら生産したもの以外の場合は，本町のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。

- ⑨ キャラクター等を使用する場合等，返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には，権利者の許諾を得ていること。
- ⑩ ふるさと納税関連ホームページへの掲載写真等の提供に協力できること。また，本町の作成するチラシ等への写真掲載に協力できること。
- ⑪ 本町が求める場合に，提案価格の妥当性を示す資料等，必要な情報を提出できること。
- ⑫ 本町が求める場合に，返礼品等のサンプルを提供できること（原則として無償）。
- ⑬ 環境配慮型のパッケージ使用を検討する等，包装資材についてできる限り取組むこと。

4 返礼品の決定

事業者の要件，返礼品の要件をもとに，本町が返礼品の登録の可否を決定します。また，寄付金額は総務省の基準（寄付額の3割以下）に基づき，返礼品の価格に3分の10をかけた額を基本として，本町が決定します。

5 費用負担について

- ① 返礼品の商品代金及び送料は，本町が負担します。
- ② 寄付者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は，返礼品提供事業者の負担とします。
- ③ 代替品等による補償，交換その他苦情対応に要する経費について，本町は一切負担しません。
- ④ 運送会社側のトラブル，または発送元の梱包不備等の事情により，発送から配達完了までの間に返礼品が損なわれる事態が生じた場合は，速やかに運送会社との間で再送品の発送手配を行い，代金は運送会社との取決めに基づき適切に負担すること。（本町や中間事業者は負担しない。）

6 返礼品提供事業者の特典等

- ① 本町が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像，商品名，協力事業者名等を掲載することにより，自社の取り組みを全国に広くPRすることができます。また，本町のふるさと納税をPRするパンフレット等で紹介される場合もあります。
- ② 返礼品の発送に当たって，送料に影響しない範囲において，自社のチラシ等を同梱して発送することができます。

7 個人情報の保護

返礼品の発送に係る寄付者の個人情報については「大崎町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し，適切に管理すること。また，寄付者の個人情報は，返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とします。

8 応募方法

次の書類（様式1及び様式2）に必要事項を記入のうえ、大崎町ふるさと納税担当宛に電子メール又は郵便等にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

① 提出書類

返礼品提供事業者登録申込書及び誓約書（様式1）

大崎町ふるさと納税返礼品企画書（様式2）

② 募集期間

随時受付とする。ただし、掲載開始時期は約1月後を目安とする。

③ 決定連絡等

提出いただいた企画書に基づき、募集要件を全て満たすものの中から、募集目的に照らし、大崎らしさ、オリジナル性、本町の政策等との関連性等を総合的に判断し、大崎町が決定します。募集要件を全て満たす場合であっても、必ず返礼品として採用されるものではありませんので、ご了承ください

本町で決定後、記載いただいた連絡先に本町が委託する中間事業者から返礼品の登録に係る必要事項をお伝えします。

9 採用期間

返礼品として採用する期間は、特に設けない。ただし、返礼品提供事業者が辞退する場合又は、本要項で定める返礼品要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合は、その時点をもって期限とし掲載を中止する。

10 その他留意事項

- ① 返礼品提供事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに中間事業者へ報告をすること。
- ② 大崎町は、登録された返礼品が、本要項で定める返礼品要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を中止することがあります。
- ③ この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、大崎町との協議によるものとします。

担当

大崎町役場 商工観光課 商工振興係

電話番号：099-476-1111

メールアドレス：furusato@town.kagoshima-osaki.lg.jp